

## 厚生常任委員会記録

令和5年12月11日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時42分

### ○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員      2番 工藤 裕介 委員      3番 志村 洋子 委員  
9番 竹浪 敦 委員      11番 坂本 崇 委員      18番 野村 太郎 委員  
22番 松橋 武史 委員

### ○出席理事者（13名）

市民生活部長	岩崎 隆	市民課長	尾坂 毅
市民協働課長	高谷 由美子	福祉部長	秋元 哲
福祉総務課長	秋田 美織	生活福祉課長	佐々木 順一
こども家庭課長	蒔苗 元	情報システム課長	羽場 隆文
介護福祉課長	齊藤 隆之	健康こども部長	佐伯 尚幸
国保年金課長	葛西 正樹	健康増進課長	山内 恒
スポーツ振興課長	小山内 一仁		

### ○出席事務局職員（2名）

次 長 堀子 義人      書記 附田 準悦

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案34件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

---

### 議案第85号 弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） まず、議案第85号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（岩崎 隆） 議案第85号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説

明申し上げます。

本条例案は、コンビニエンスストア等において、個人番号カード等による印鑑登録証明書の自動交付を可能とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

資料1の弘前市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、第13条の2として、印鑑登録者が個人番号カードまたはスマートフォンを用いてコンビニエンスストアに設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨の規定を追加するものでございます。

附則は本条例の施行期日を定めたもので、令和6年3月1日に施行しようとするものでございます。

資料2にコンビニエンスストアで証明書を発行する際の取得方法を参考資料として配付しておりますのでお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） それでは質疑させていただきます。今回、事前に資料をいろいろと拝見していたのですけれども、ちょっと見えてこない部分について少し聞きたいところです。

まず、コンビニエンスストアでの利用に当たって、今回のものに限らず、印刷したものを取り忘れていく人というのは結構いると思うのです。そういったときに、何というのですか、店員がどうしても対応しなければならなくなったり、あとは機械の周り、ATMみたいに隠れるところがあるわけではないような状況というのは、私もコンビニに見に行き確認したことがあるので分かるのですが、そういったことというのは、これから始まるので、いろいろと分からないところもあるかと思うのですけれども、トラブルの発生の危険性というのは、何か考えているところはないのでしょうか。

そして、今はまだやっていないので分からないところについては、もうやっている、導入している市町村のほうの、何か発生事例というのがあれば教えていただきたいと思います。

○市民課長（尾坂 毅） コンビニエンスストアでのセキュリティー対策ということについてお答えしたいと思います。

まず、地方公共団体情報システム機構というところがございまして、全国の自治体のコンビニ交付のデータを取りまとめて管理している団体なのですけれども、そちらのほうからコンビニエンスストアに対しまして、多機能端末機の状況把握のために防犯カメラの設置というのを義務づけておるということを伺っております。

それから、証明書の取り忘れを防ぐためということなのですが、終了ボタンを押すまで、端末機のほうから大きな音量で取り忘れのないようにという警告音が出るということになっております。

それから、もし取得した証明書を取り忘れたときには、コンビニエンスストアの従業員のほうが拾得物として警察のほうへ届けるというふうになっておるということでございます。

それから、マイナンバーカードの置き忘れの対策といたしましては、操作中にカードを一旦抜き取らないと次の操作に進むことができないような仕組みになっておるということでございます。

それから、利用した後の多機能端末機の中の証明書のデータなのですが、それはすぐに消去されまして、個人情報が残らないというような仕組みとなっております。

それから最後に、コンビニエンスストアによっては画面ののぞき見防止の機能がついている

店舗もあるということをお伺いしましたので、コンビニエンスストアでのセキュリティー対策には安全性が十分保たれているものと考えてございます。

○1番（須藤江利加委員） 続けて質疑をいたします。

今のところはよく分かったのですが、コンビニ交付に伴って、市の窓口での業務というところの部分というのは、質の低下という言葉で合っているのかは微妙なのですが、何か変わってしまうことというのがあったりするのでしょうか。

○市民課長（尾坂 毅） 窓口の質が変わるといって御質疑でございますが、コンビニ交付が実施されることで職員が削減されるかというような部分の解釈でよろしいですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

コンビニ交付を今実施したといたしましても、すぐに多くの方がコンビニ交付を利用するというふうには、ちょっと想定してございませんで、御高齢の方ですとか機械操作に不慣れな方は、やっぱり窓口を利用するほうが多いのではないかと考えてございまして、一応、想定では約10%ぐらいの方がコンビニ交付を利用するものと見込んでおります、現在のところ。ですので、今のところ職員の削減とかまでは、ちょっと予定はしてございませんでというような回答になります。

○1番（須藤江利加委員） この項目で最後の質疑にするのですが。

コンビニがそもそも近くにないような場所というのは結構、青森県内、特に弘前、私の地元も含めて存在します。地域にコンビニがそもそもないような場所にお住まいの方にとって、今回のコンビニでの交付ができるようになるという必要性というところをあまり感じなかったのですけれども、このことについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○市民課長（尾坂 毅） コンビニのない地域の方たちの活用法とかということだと思っておりますけれども。

コンビニ交付が実際に始まれば、祝日とか土日関係なく毎日、午前6時半から午後11時まで利用できるようになります。ですので、自宅の近くにコンビニエンスストアがない方でも、通勤途中ですとか、あと買物のついでに利用していただくことが可能になるのではないかと考えてございます。

また、全国のどこのコンビニエンスストアでも受け取れることになりますので、出張先ですとか、それから出稼ぎとかで市外にお住まいの方も証明書が必要になったときにはお近くのコンビニエンスストアで交付を受けることができますので、一応便利になるものと考えてございます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

- 
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（弘前市宮川交流センター）
  - 議案第 97号 指定管理者の指定について（弘前市清水交流センター）
  - 議案第 98号 指定管理者の指定について（サンライフ弘前）
  - 議案第 99号 指定管理者の指定について（弘前市千年交流センター）
  - 議案第100号 指定管理者の指定について（弘前市三省地区交流センター）
  - 議案第101号 指定管理者の指定について（弘前市町田地区ふれあいセンター）
  - 議案第102号 指定管理者の指定について（裾野地区体育文化交流センター）
  - 議案第103号 指定管理者の指定について（新和地区体育文化交流センター）
  - 議案第104号 指定管理者の指定について（岩木嶽さわやかホール）
  - 議案第105号 指定管理者の指定について（岩木常盤野コミュニティセンター）
  - 議案第106号 指定管理者の指定について（昴地区集会所）
- 

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第96号から第106号までの以上11件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

なお、質疑される委員は、議案第何号に対する質疑かを申し添えていただくようお願いいたします。

それでは、議案第96号から第106号までの以上11件に対する理事者の趣旨説明を求めます。  
市民生活部長。

○市民生活部長（岩崎 隆） 議案第96号から第106号までは、市民生活部所管の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので一括して御説明申し上げます。

議案第96号から第103号までの8施設は、世代間の交流や高齢者の生きがいを目的とした交流センターであり、議案第104号から第106号までの3施設は市が所有する集会所であります。

いずれも地域住民のコミュニティー活動の拠点となる施設でありますので、地域の人材を積極的に活用することにより、施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により、地域住民で組織される団体を指定しようとするものであります。

指定管理者として指定しようとする団体の名称は、議案第96号の弘前市宮川交流センターが和徳学区町会連合会、議案第97号の弘前市清水交流センターが清水交流センター管理運営委員会、議案第98号のサンライフ弘前が「サンライフ弘前」管理運営委員会、議案第99号の弘前市千年交流センターが千年地区町会連合会、議案第100号の弘前市三省地区交流センターが三省地区交流センター運営委員会、議案第101号の弘前市町田地区ふれあいセンターが町田地区ふれあいセンター運営委員会、議案第102号の裾野地区体育文化交流センターが裾野地区町会連合会、議案第103号の新和地区体育文化交流センターが新和地区町会連合会、議案第104号の岩木嶽さわやかホールが常盤野町会、議案第105号の岩木常盤野コミュニティセンターが岩木常盤野コミュニティセンター管理組合、議案第106号の昴地区集会所が昴町会となっております。

以上の団体においては、弘前市指定管理者選定等審議会において審査し、指定管理者候補者として選定したものであります。

いずれの施設も現在の指定管理者に引き続き管理を行わせようとするものであり、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 議案第96号から第106号までの以上11件に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第102号の裾野地区体育文化交流センターについてお伺いしたいと思います。

この場所に、ちょっと資料には書いていないのですけれども、大森勝山遺跡の出土品展示コーナーがあります。この部分について、普通に指定管理者が管理していたように見受けられるのですけれども、管理などの状況についてはどのようになさっているのかお伺いしたいです。

○市民協働課長（高谷由美子） 展示コーナーの管理についてということでございます。

指定管理者の職員による展示コーナーの管理につきましては、ショーケースの汚れを拭くほか、展示品に異常がないか、目視による点検を行ってございます。

なお、ショーケースの中の展示品の管理につきましては文化財課で行っているものでございます。

○1番（須藤江利加委員） 先ほどのことはよく分かったのですけれども、すみません、出土品というのは、あくまでもあれは全部レプリカでお間違いないですか。

○市民協働課長（高谷由美子） 展示コーナーの展示品ということでございますが、中身といたしましては、大森勝山遺跡から出土した環状列石の石のほかには土器、鍬、また周辺遺跡から出土した土偶のレプリカというもので、本物とレプリカと両方ございます。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

今のところとはまた別の角度からなのですが、こちらのセンターは屋内グラウンド——土が入っている場所が存在するわけです。ほかになかなかないような場所になっているのですけれども、この部分も踏まえて、あとは出土品を見に来る方も踏まえてなのですが、施設全体的に年間で利用される利用者数というのはどのくらいになっているのか、過去3年程度で構いませんのでお伺いしたいと思います。

○市民協働課長（高谷由美子） 施設全体の利用状況ということで、過去3年間分についてお答えいたします。

まず、利用者数でございますが、利用者数は令和2年度が9,511人、令和3年度が6,163人、令和4年度が7,163人になってございます。利用件数でございますが、令和2年度が523件、令和3年度が364件、令和4年度が535件となっております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第96号から第106号までの以上11件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第96号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第97号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第98号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第99号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第100号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第101号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第102号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第103号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第104号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第105号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第106号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第 86号 弘前市社会福祉センター条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第86号弘前市社会福祉センター条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第86号弘前市社会福祉センター条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、弘前市社会福祉センターの設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

条例案の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の配付資料、弘前市社会福祉センター条例案の概要を御覧ください。

まず、1、条例案の内容についてでございます。

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会が設置する社会福祉センター及び身体障害者体育館について、令和6年4月1日に市が譲与を受け、市民の健康的な生活の確保及び福祉意識の高揚並びに主体的な福祉活動の推進を図るため、公の施設として設置しようとするものであります。

次に、2、施設の概要についてでございます。

従来、社会福祉センターは、福祉関係団体を中心に研修や会議等に広く利用され、身体障害者体育館は、主に障がいのある方のレクリエーションや体力増進、障がい福祉関係団体の各種会合等に利用されてきたところであります。

今後は、身体障害者体育館の利用対象者を拡大し、障がい者のみならず広く福祉的な利用を図っていくこととして、名称から「身体障害者」を除いて「体育館」とし、また社会福祉センターの一施設として一体的な運営を図ろうとするものであります。

具体的な施設の機能及び施設改修につきましては、市が新たに設置する弘前市社会福祉センター等利活用検討委員会において弘前市社会福祉センター等利活用計画を策定し整理する予定

であります。

所在地、竣工年は記載のとおりであります。有料で市民の利用に供する施設といたしましては、社会福祉センター2階の大・中・小の会議室と調理室のほか、渡り廊下でつながる体育館としております。なお、1階の和室につきましては、市の事業を実施する場所として使用する予定としており、有料施設からは除いております。

施設使用料の考え方について御説明いたしますので、議案の最後の別表を御覧ください。

施設使用料の設定に当たりましては、市の類似施設に比較して1時間当たりの単価に大きな差異が認められないことから、従前の使用区分や金額などをおおむね維持しております。しかしながら、夜間の使用料につきましては、午前の約2倍と大きな開きがあったため、午前・午後と夜間、それぞれの時間帯におけるコストについて比較検討したところ、おおむね平準化されていることから見直しを図り、午前の区分と同額に引き下げたところであります。

続きまして、3、施設取得の理由についてでございます。

このたび譲与を受けようとする社会福祉センター及び身体障害者体育館は、いずれも民間の法人を対象とした非常に有利な財源を活用し、市社会福祉協議会が事業主体となって建設した経緯があり、現在まで市社会福祉協議会が所有し施設の管理運営を行ってきたところであります。施設整備から約40年が経過し、老朽化に伴う利用環境の改善を求められておりますが、市社会福祉協議会単独では対応が困難な状況にあり、市が修繕費用等を補助してまいりました。

一方で市では、様々な社会環境の変化に伴い複雑化・複合化する住民の生活課題をしっかりと受け止める体制整備を図るため、場所を確保する必要があります。

こうしたことから、市がこれらの施設を取得し、公の施設として計画的かつ効率的な維持管理及び整備を行い、さらなる施設の利活用を図ろうとするものであります。

最後に、4、施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で概要の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 今回の概要等々は、今の説明でよく分かりました。

ちょっとどのようなものか聞きたいところが一つだけありますけれども、これまでたくさんの方が利用されてきて、概要のところにも広くいろいろな方々が使ってきた、利用してきたというふうにはあったのですけれども、これまで使えていたものが使えなくなったりとか、そういう利用状況、また変更があったり、これまで使えているように、同様に利用できるようなものなのか、少し具体的に説明いただければと思います。

○福祉総務課長（秋田美織） 市では、来年度早々に利活用計画を策定し、改修工事や改修後の施設に係る新たな料金設定の方向性について方針を定めることとしており、改修工事を行うまでの間は、おおむねこれまでと同様に御利用いただけるようにいたします。

なお、使用料の減免につきましては、地域福祉団体及びその他の団体については法人格の有無にかかわらず弘前市内に活動の拠点があること。団体の会則、会員名簿、また事業計画、予算等が明確にされていること。公共性または社会性があり、政治的、宗教的または営利的な目的がないこと等の要件を満たしており、利用目的が施設の設置目的に合致している場合には減免できることとして整理したいと考えております。これまで使用料が減免されていた団体につきましても、この要件に該当する場合は引き続き減免対象になるものと考えております。

また、変更点につきましては、先ほど福祉部長からの説明にもありましたとおり、まず1点目として、和室を市の事業を実施する場所として使用するため有料施設から除いたこと、

2点目として、夜間料金を午前の使用区分と同額に引き下げたことが挙げられます。

和室が使用できないことによるデメリットについては、令和4年度の利用実績によりますと、全部で193回利用されておりますが、全館が使用されていることはほとんどないため、他の会議室等への振替は十分可能なものと考えてございます。

また、和室で市の事業を実施する予定であります。空いている時間帯は無料で貸出しをすることができるよう柔軟に対応したいと考えております。

また、夜間料金につきましては、貸館の余地がまだまだございます。他の施設との比較において料金の平準化を図ることで、むしろさらなる有料利用の促進ができるのではないかと考えているところでございます。

○22番（松橋武史委員） この建物ができて、4月1日から施行するということが確認できました。すごく喜ばしいことだと思っております。

今の説明を聞きますと、福祉関係の方々に広くこの施設を使っていただきたいという目的で、使える方々が少し増えていくのかなということが想定されます。その中で少し懸念されるのが、例えば体育館、これまで各福祉団体の方々が通年で使ってきたということが考えられますね。

そこで、優先順位です、優先順位。この体育館を地域の保育所の方々等々が運動会で使いたいといった場合、重なった場合の優先順位というのは、あなた方が言う公平公正にくじ引で決めるとか、そういったことになるのか、それともともと利用していた方々が優先されるのかということをしっかり整理されているのかどうかお伺いさせていただきたいと思っております。

○福祉総務課長（秋田美織） 令和6年度の利用につきまして、あらかじめ令和5年度中に行う事前予約につきましては市社会福祉協議会が受付窓口となる予定でありまして、事務の詳細について市と調整を行っているところでございますが、基本的には、まず減免対象となってきた主たる利用対象と思われる方々を優先的に予約を入れていく方向で調整しているところでございます。

○22番（松橋武史委員） それを聞かせていただきまして、大変安心しました。各団体に伝えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 議案第 87号 屋内ゲートボール場すば一く弘前条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第87号屋内ゲートボール場すば一く弘前条例案を審査に

供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第87号屋内ゲートボール場すば一く弘前条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、屋内ゲートボール場すば一く弘前の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

条例案の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の配付資料、屋内ゲートボール場すば一く弘前条例案の概要を御覧ください。

まず、1、条例案の内容についてでございます。

議案第86号と同様に、弘前市社会福祉協議会が設置する屋内ゲートボール場すば一く弘前について、令和6年4月1日に市が譲与を受け、市民の健康的な生活の確保を推進するとともに、本市におけるスポーツの振興を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、公の施設として設置しようとするものであります。

次に、2、施設の概要についてでございます。

屋内ゲートボール場すば一く弘前は、高齢者の生涯スポーツの振興と生きがいづくり、及び地域住民の触れ合いを通して福祉の向上を図ることを目的として設置された施設であります。今後は、この目的を踏まえつつ、市民のニーズをしっかりと捉えて運動場の機能を最大限活用し、広く市民の運動機会を創出しようとするものであります。

具体的な施設の機能及び施設改修につきましては、市が新たに設置する弘前市社会福祉センター等利活用検討委員会において弘前市社会福祉センター等利活用計画を策定し整理する予定であります。

所在地、竣工年は記載のとおりであり、施設につきましてはクレイ——クレイというのはなめらかな土のコートが2面取れるゲートボール場であります。

施設使用料の考え方について御説明いたしますので、議案の最後の別表を御覧ください。

施設使用料の設定に当たりましては、市の類似施設に比較して1時間当たりの単価に大きな差異が認められないことから、従前の使用の区分や金額などをおおむね維持しております。なお、このたび新たに夜間の使用区分を設定し、一層の利活用を図っていくこととしております。続きまして、3、施設取得の理由についてでございます。

こちらの施設も民間の法人を対象とした非常に有利な財源を活用し、市社会福祉協議会が事業主体となって建設した経緯があり、現在まで市社会福祉協議会が所有し施設の管理運営を行ってきたところであります。施設整備から約30年が経過し、老朽化に伴う利用環境の改善を求められておりますが、市社会福祉協議会単独では対応が困難な状況にあり、市がこれまで修繕費用等を補助してまいりました。

一方で市では、健康都市弘前の視点を市政の基軸に据え、市民一人一人が健康に関心を持ち、まち全体で健康増進に取り組むひとの健康の実現を目指す取組を推進することとしております。

こうしたことから、市が施設を取得し、公の施設として計画的かつ効率的な維持管理及び整備を行い、さらなる施設の利活用を図ろうとするものであります。

最後に、4、施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で概要の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○22番（松橋武史委員） これまで屋内ゲートボール場というのは、主にどういったことで使わ

れていたのか確認をさせていただきます。というのは、ゲートボール場と書いていますから、ゲートボールの利用だけなのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○福祉総務課長（秋田美織） こちらの主な利用の用途は、ゲートボールやグラウンドゴルフ、その他の軽スポーツを中心に利用されております。このほか、保育所の運動会であったりといった形で、コート状況に大きく影響がないものについて利用されているものです。

○22番（松橋武史委員） そういたしますと、この施設の名称について今後しっかり、どういった施設の名称がよいのかということをお検討いただきたいと思います。というのは、ここにゲートボール場というふうに入っていると、その他の方々が使えないのではないかというふうな思われ方をしても駄目なので、しっかりその辺を整理していただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

## 弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 議案第 88号 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第88号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第88号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、外国人に対する生活保護の措置に関する事務並びにひとり親家庭等医療費給付及び子供医療費給付における医療保険の確認事務において個人番号を利用するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、法律及び条例の名称が大変長くなっておりますので、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「番号法」、「弘前市行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を「番号条例」と以下、申し上げさせていただきます。

それではまず、ひとり親家庭等医療費給付及び子供医療費給付における医療保険の確認事務に関する改正について御説明申し上げます。

資料1の1ページから3ページを御覧ください。

別表第1の1の項及び2の項並びに別表第2の1の項及び2の項の改正内容について御説明申し上げます。

個人番号については、番号法別表に定められた事務のほか、同法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税または防災に関する事務その他の事務であって、番号条例で定める事務についても利用できることとされています。そのため、弘前市ひとり親家庭等医療費給付助成及び弘前市子ども医療費給付助成に関する業務においても、同表に掲げられた事務については個人番号を利用することができるとされております。

それぞれの制度認定後には、申請時に届出した住所や氏名、加入する健康保険に変更が生じる場合があります、その変更事務のうち、住所や氏名の変更事務については同表に掲げられていることから、個人番号の利用が可能となっております。

しかし、加入する健康保険の変更事務については同表に定められておらず、個人番号を利用することができないため、別表第1の1の項及び2の項並びに別表第2の1の項及び2の項の「住所・氏名変更の事務」を「届出事項変更の事務」と改め、住所や氏名、加入する健康保険の変更事務において個人番号を利用することができるようにする必要があります。

制度利用者における効果といたしましては、条例改正により個人番号を利用し、医療保険機関に対して健康保険の加入状況を確認できることとなり、これまで健康保険の変更の届出時に求めておりました健康保険証の提示を省略することが可能となります。

なお、制度利用者の健康保険の加入状況を医療保険機関へ確認するためには個人情報保護委員会への届出が必要となっていることから、条例改正後に個人情報保護委員会が定める時期に届出をする予定としております。

次に、生活保護法改正に伴う改正について御説明申し上げます。

資料1の2ページから4ページを御覧ください。

2ページの別表第1の9の項及び3ページから4ページの別表第2の9の項の改正内容について御説明申し上げます。また、改正理由及び改正内容についてまとめた資料といたしまして、資料2についても御覧いただきたく存じます。

生活保護受給者は、扶助の一種である医療扶助の利用による病院受診時において、事前に福祉事務所に医療機関受診の旨を申請し、福祉事務所から発行される医療券を提示する必要があります。

医療券とは、生活保護受給者の氏名・住所・年齢等の個人に関わる情報、受診医療機関の名称や受診日、医療機関が診療報酬を請求する際に使用する公費負担者番号や受給者番号が記載されている書類であります。そのため、各医療機関は、国民健康保険等の公的医療保険に未加入である生活保護受給者について医療券により確認し、診療報酬請求手続を行います。

現在、令和元年5月の健康保険法の改正により、保険証の代わりにマイナンバーカードで被保険者の確認を行うオンライン資格確認が導入されておりますが、生活保護法第34条第5項及び第6項の新設に伴い、令和6年3月から生活保護受給者においてもオンライン資格確認が導入されることとなります。これに伴い、保護受給者は、医療機関受診時にマイナンバーカード

の提示を行うことで医療券を持参することなく受診が可能となります。

オンライン資格確認による生活保護受給者の資格確認については、各福祉事務所の生活保護システムから社会保険診療報酬支払基金の中間サーバーに対し、保護決定に関する情報を登録することとなりますが、その際には個人番号へのひもづけを行うこととなります。

当該オンライン資格確認は番号条例別表第2の14の項に規定する保護の実施に関する事務に含まれるため、既に個人番号の利用が可能となっております。ただし、昭和29年厚生省社会局長通知に基づき、生活保護の決定及び実施の取扱いに準じて保護を受けている外国人については直接的に生活保護法の適用対象とはならないことから、外国人保護受給者に係るオンライン資格確認は番号法上の保護の実施に関する事務に含まれておりません。そのため、別表第1及び別表第2に「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を追加する必要があります。

外国人保護受給者にとって目に見える効果としては、医療券取得のための福祉事務所への来所など、医療券申請手続に伴う書類取得に係る労力が軽減されることが挙げられます。また、紙での医療券の交付が不要となることで、医療券発行により生じる福祉事務所側の事務の効率化や印刷経費の節減といった効果も挙げられます。

なお、外国人の生活保護受給者の資格情報及び委託医療機関情報等を中間サーバーに登録する事務は情報連携に当たらないことから、個人情報保護委員会への届出は不要となります。

最後に、番号法改正に伴う改正について御説明申し上げます。

資料1の4ページから6ページを御覧ください。

別表第2の14の項の改正内容について御説明申し上げます。

番号法の一部改正に伴い、同法別表第1の15の項に「被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」が追加されたため、番号条例別表第2の14の項中に「被保護者健康管理支援事業の実施」を追加する必要があります。

以上のように、本条例案は、今回の生活保護法改正を契機として、オンライン資格確認を含む外国人の保護に関する事務全般について個人番号を利用することができる独自利用事務として定めるほか、番号法の一部改正や、ひとり親家庭等医療費給付及び子供医療費給付における医療保険の確認事務に伴う番号条例における個人番号の利用範囲の規定の見直しといった大きく三つの観点について所要の改正をするとともに、項の番号及び字句の整理をしようとするものであります。

附則として、本条例の施行期日につきましては公布の日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（野村太郎委員） 大きく三つということでしたけれども、一つ。

この辺の対象になる外国人の方というのは、ちなみに弘前市内だったら何名、何世帯ぐらいになるのか、支障のない範囲でお願いします。

○生活福祉課長（佐々木順一） 令和5年9月現在ですけれども、当市における外国人の生活保護受給者ですけれども、総勢13世帯、19名となっております。

ちなみに、国籍としましては、韓国が8世帯、8名、中国が5世帯、11名であります。

○1番（須藤江利加委員） 医療券の話について少し聞きたいのですけれども。

資料2のところにも、効果として、一番下のところに、市民の利益、行政の利益というところで、負担解消とか軽減とかいろいろ書いているところは見たのですが、医療機関のところで、

私も医療券の取扱いというのを結構やったことがあるのですけれども、医療機関のほうで事務作業が増えてしまうというようなことは何かあたりするものでしょうか。あるか・ないかだけで構わないので教えていただければと思うのですけれども。特段、新しくやるが増えるかどうかだけ。なければいいのですが。

○生活福祉課長（佐々木順一） 外部の医療機関の事務処理の詳細までは把握していませんけれども、少なくとも本人がマイナンバーカードを持参することで、提示を行うだけで受診が可能となって、医療機関でもその分、従来であれば紙の交付が必要で、生活福祉課のほうに本人が申請をしなればいけなかったのです。その医療券を持って医療機関に行く必要があったのですけれども、その手間がなくなると、医療券は要らないということ。あと、医療機関の内部での、本人の状況というのですか、受診状況なんかも把握できますから、恐らくトータルでは従来よりもいい医療というか、ができるようになる可能性は高いのではないかと思います。

○1番（須藤江利加委員） 今のお話を受けまして。

医療機関それぞれに生活保護を受けていらっしゃる方が来たり来なかったりというのはまちまち、あると思うのですけれども、結構な頻度でいらっしゃるころの医療機関というのは、医療券をもらってから初めて市に請求できるような、ずっとそういうスタイルでやっていたのを見たことがあったので、今回のことを受けて、これをやれば医療機関も事務の作業が軽減されるのではないかなと思ったので質疑した限りです。

○2番（工藤裕介委員） さっきの野村委員の質疑にちょっと関連するのですけれども、その13世帯、19名というのは、言える範囲でいいのですけれども、どういう理由でそのように陥っていったのか。

もしそれが言えなければ、ここ数年でこの世帯というのが増えているのか、それとも減っているのか、分かれば教えていただきたいと。

○生活福祉課長（佐々木順一） ここ数年、たしか、ここ何年かは、19名という人数は変わらなかったと思っていました。（「思ったでは駄目だよ」と呼ぶ者あり）

それから、世帯の状況ですけれども、13世帯中8世帯が高齢者世帯、高齢の単身世帯となっていました。中国の5世帯に関しては、中国残留邦人という制度がありまして、その関係で最初に日本に来た人たちがいますよね。その家庭を頼って来たケースが多いです。韓国に関しては特に、8世帯なのですけれども、特に特徴というものはなくて、昔からどうしても、韓国人というのは戦前から日本にいらっしゃったということで、日本人と同様に生活困窮で生保に至るといふ、特に特徴はないと思います。

○2番（工藤裕介委員） ありがとうございます。

ある程度安心できる回答を頂けたのですけれども、何か、最近よく、日本のいい制度を利用して、入国してすぐに生活保護申請とか、関西のほうとかでそれが結構通ったりしているという話を聞いたので。

番号法のところとは全く関係ないところに、全くというか、関係ないところになるので、ちょっとその辺も、もしこれから増えるとかということがあつていけば、しっかり見ていっていただければと思います。ごめんなさい、ちょっとずれた質疑というか、話になってしまつて申し訳ないです。よろしくお願ひします。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

議案第107号 指定管理者の指定について（城西老人福祉センター）

議案第108号 指定管理者の指定について（老人福祉センター祥風園）

議案第109号 指定管理者の指定について（老人福祉センター瑞風園）

議案第110号 指定管理者の指定について（弘前市生きがいセンター）

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第107号から第110号までの以上4件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第107号から第110号までの以上4件に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第107号から第110号までについては、介護福祉課所管の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

それでは、個々の議案について順次、御説明申し上げます。

議案第107号は、城西老人福祉センターの指定管理者として社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募があった1法人について、審議会において審査した結果、法人の組織体制により安定的な管理が可能となる人的能力を有しており、本施設やその他類似施設の管理実績も豊富な点を評価し、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第108号は、老人福祉センター祥風園の指定管理者として社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募があった1法人について、審議会において審査した結果、安定的な管理が可能な組織体制を有する法人であり、本施設におけるこれまでの管理運営の経験を十分に生かした申請内容であった点を評価し、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第109号は、老人福祉センター瑞風園の指定管理者として社会福祉法人弘前豊徳会を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募があった1法人について、審

議会において審査した結果、これまでの実績による安定的な管理能力を有しているほか、利用者が交流を深める手段としての自主事業を数多く企画し実現している点を評価し、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第110号は、弘前市生きがいセンターの指定管理者として公益社団法人弘前市シルバー人材センターを指定しようとするものであります。

本施設の目的の一つとして、高齢者の就業相談を業務として行うこととしておりますが、当該法人はシルバー人材センターという性質上、働く意欲のある高齢者に対し就業の機会を提供することを目的としている団体であることから、本施設の目的を効果的に実施できるものと判断し、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該法人を指定しようとするものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（坂本 崇委員） 議案第107号から第110号までの以上4件に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第110号の弘前市生きがいセンターのところの質疑をちょっとさせていただきたいのですけれども。

当市の高齢化というのは各所で、皆さんもいろいろと気にしているところであると思うのですが、シルバー人材センターの部分でも担っているということで、利用されている人というのがどれくらいいるのかちょっと伺いたくて、過去3年程度で構いませんので教えていただけますでしょうか。

○介護福祉課長（齊藤隆之） 利用状況ということでございます。令和2年度からということでお答えさせていただきます。

まず、令和2年度ですけれども、サークル活動、生きがい教室、あとは就労相談を合わせて5,380人が利用されております。続きまして、令和3年度でございますけれども、この三つの活動を合計して6,350人が利用されております。令和4年度、昨年度でございます。こちらのほうは、三つの活動を合計して1万1738人の方が利用されております。

○1番（須藤江利加委員） 利用状況はよく分かりました。

あと、すみません、素朴な疑問で申し訳ないのですけれども、生きがい教室という言葉がすごく気になって、生きがい教室とはどのようなことをやったりしているのでしょうか。

○介護福祉課長（齊藤隆之） 生きがい教室でございますけれども、具体的な内容といたしましては、書道、クレヨン画、それから日本舞踊、あと茶道、料理、健康体操などといった活動になります。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第107号から第110号までの以上4件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第107号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第108号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第109号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第110号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第 89号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第89号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第89号弘前市国民健康保険条例の改正について御説明させていただきます。

今回の改正は、妊産婦の子の出産に関して、産前産後保険料の免除措置を講ずるための改正が主でありまして、条文の追加や参照項番の追加などに併せて字句の訂正等整理も行うものがあります。

お配りしている資料1を御覧ください。資料1は、改正の内容を説明する資料であります。

1、改正理由につきましては、御覧の法律の改正施行に伴うものであります。

2、制度内容につきましては、子を出産される妊産婦につきましては、来年1月から、国保料のうち妊産婦本人の所得割・均等割を最大4か月分、ケースは少ないですが、多胎の場合は6か月分、産前産後の保険料を免除するというものであります。

産後2か月まで対象となりますので、子供の産月でいいますと、本年11月に産まれた方から対象となり、その場合は来年1月の一月分だけ対象となります。

対象部分を図で示したのが3、免除される対象保険料となります。

なお、対象は妊娠85日以上での分娩出産または予定の方で、また死産・流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産の方も対象に含まれます。

次に、資料2を御覧ください。資料2は、産前産後保険料の免除措置に係る減額見込み等を試算した資料であります。

①についてであります。今年度の国保に加入している妊産婦は、妊産婦10割給付資格者証を交付した数で計上しますと68名となります。その68名の妊産婦の所得割と均等割の合計が約414万円となっています。この額は、世帯全体ではなく、妊産婦個人に課税されている額を積み上げたものであります。それを、免除期間の12分の4か月をかけて68名で割りますと2万280円となります。平均的にこの程度の減額になるものと推計されます。

②については、68名の出産予定月ごとの内訳、11月までは出産済みとなっておりますが、その各月の妊産婦の数でありまして、月平均で5.67人となっております。

③については、本年度と来年度の国保財政への影響額、収入減となる見込額であります。免除措置の対象となる数は、月6名で計算しております。前年度出産分がずれ込んでくること、年度末出産分が翌年度にずれ込むということがありますが、丸1年対象となる令和6年度では約146万円となります。本年度は年度途中からでありますので、約36万5000円と見込んでおります。

この免除措置によって国保財政への収入が減少した額に対する国・県による支援であります。4分の3が手当てされる見通しであります。

④は、68名の属する世帯を所得階層別にカウントした表となります。一番上の賦課対象所得43万円未満が22世帯となっており、右側の吹き出しに記載しておりますが、この階層ではそもそも世帯として所得割が課税されておりませんので、免除対象となるのは均等割部分のみとなります。額でいいますと、この階層区分では基本的に7割軽減がかかっていますので、仮に4か月免除期間があると、年額9,300円の4か月分で3,100円の減額となります。

一番下の段が、免除額が最大となりますが、こちらを吹き出しを御覧いただき、目安として、仮に500万円の所得があった場合、5万7130円の減額となります。一番上の段の均等割のみ対象の方を含めた平均の免除額が2万280円ということになります。

次に、資料3を御覧ください。

資料3は、条例改正の新旧対照表となっておりますので御参照ください。

次に、資料4につきましては国からの通知であります。最後のページをお開きください。

政令の施行期日が令和6年1月1日となっておりますことから、当市の国保条例につきましても施行期日を合わせて改正をしようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長(坂本 崇委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番(須藤江利加委員) 一番最初の資料1とある、今いろいろと説明をしていただいた、カラーの部分でちょっと伺いたいのですけれども。

3番目にある免除される対象保険料のところ、今回、4か月分が免除されるという説明の趣旨はよく分かったのですが、これというのは、何で4か月であるのかという理由はあるのでしょうか。

○国保年金課長(葛西正樹) こちらに関しましては、令和5年8月に厚生労働省から、この免除の取扱いに関するQ&Aが発出されておりました。そちらの中に記載されているのを申し上げ

げますと、被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者が活動、仕事に従事できない期間というふうに考え、当該者の産前産後期間に相当する4か月分の所得割保険料及び均等割保険料を免除するというふうにしたということで、全国一律で定められたというふうに示されております。

○1番（須藤江利加委員） 今の趣旨はよく分かりました。

次のページの資料2の部分でちょっと気になった点がありまして。

現在把握しているのが68人分であるということはこの表でいろいろと細かく分かりやすく計算してくださったところではあるかと思うのですが、やはり現状から増える可能性というのは非常に高いと思うのです。

実際に死産であったり流産も含めて、新たに出産予定になった人たちが、仮にも結構な人数が増えてしまった場合というのは対応し切れるものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○国保年金課長（葛西正樹） 原則的には、把握する手段というのは、免除対象となる方、世帯主等から届出していただくと。あとは、妊娠の手続、妊娠手帳をもらうときだとか、妊産婦の10割給付を申請されるときとかに把握して集計しますけれども、このほか予定になく出産した場合等も出生届等で、いろいろな情報を基に職権で対象にするということではありますので、まずはその漏れがないようにしっかり洗い出しをして対応していくということと、あと、予算的には保険料を一部免除するという事で収入が少なくなるという対応になりますので、支出を伴うものではなくて、翌年度以降、4分の3が手当てされるという形になりますので、予算全体の規模からすると、1人、2人、数名、数十名増えたとしても対応することは十分可能だという状況でございます。

○1番（須藤江利加委員） 対応をしっかりしていただけるというのは確認できたのでよく分かったのですが、今回の、新たに免除されますよということを市民の皆さんに周知するというのはどのようになさる予定なのでしょうか。

○国保年金課長（葛西正樹） 今回の産前産後の対象者は、市で対象にするのは国保に加入されている妊産婦だけで、先ほど月平均5.67人ということで、年間で見ても、多く見積もっても2桁届かないぐらいで、国保加入者全体の割合でいくと0.2%ぐらいです。

市全体の出生数は大体800人ぐらいですから、そこで見ても9割方はその他の被用者保険等ということですので、なかなか広報ひろさき等で周知をしたとしても、直接対象にならない方にばかり周知されてしまうというような懸念、かえって必要がないのに間違っって市役所に手続に来てしまうみたいな懸念がちょっとありますので、広報等には掲載する予定はなくて、市のホームページだとか、あとは妊娠の届出をされる各窓口だとか、国保年金課、各総合支所やヒロロ等でリーフレット等を配布して、そこは周知を行っているものでございます。

○1番（須藤江利加委員） 今のお話で、国保に入っている妊産婦というところは理解したのですが、自分が妊娠していることが分からずして、病院にかからずに急に出産する人はあまりいないかもしれないのですが、そういった人たちがもしいるとすれば、周知の方法というところで、さっき広報ひろさき等には出ないというお話だったので、何か取り残される人がいないかがすごく心配される場所ですので、改めてちゃんとその部分は、広報ひろさきに出さなくても、いろいろと漏れのないようにしていただきたいと思いました。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

議案第111号 指定管理者の指定について（弘前市みやぞの児童センター等）

議案第112号 指定管理者の指定について（弘前市豊田児童センター等）

議案第113号 指定管理者の指定について（弘前市三岳児童センター等）

議案第114号 指定管理者の指定について（弘前市致遠児童センター等）

議案第115号 指定管理者の指定について（弘前市城東児童館等）

議案第116号 指定管理者の指定について（弘前市三省児童館等）

議案第117号 指定管理者の指定について（弘前市自得児童館等）

議案第118号 指定管理者の指定について（弘前市急患診療所）

議案第119号 指定管理者の指定について（弘前市運動公園）

議案第120号 指定管理者の指定について（岩木山百沢スキー場等）

議案第121号 指定管理者の指定について（岩木川市民ゴルフ場等）

議案第122号 指定管理者の指定について（鷹揚園内公園施設庭球場等）

議案第123号 指定管理者の指定について（弘前市南富田町体育センター）

議案第124号 指定管理者の指定について（弘前市金属町体育センター）

---

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第111号から第124号までの以上14件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第111号から第124号までの以上14件に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（佐伯尚幸） 議案第111号から第124号までは、健康子ども部所管の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので一括して御説明申し上げます。

議案第111号から第117号までは、子ども家庭課所管施設についてであります。児童センター9施設及び児童館8施設についてであり、関連がありますので一括して御説明いたします。

児童センター及び児童館は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、主に放課後や学校休業日等に児童を対象として健全な遊びを提供し、健康増進や情操を豊かにするなどの活動を通じて児童福祉の向上に資することを目的としてございます。指定管理者がより効率的な管理運営を図れるよう、全体を七つのグループに分け、公募により候補者を募集したものであり

ます。

個々の議案について順次、御説明申し上げます。

議案第111号は、弘前市みやぞの児童センター及び弘前市北児童センターの指定管理者として社会福祉法人養正福祉会を指定しようとするものであり、前回と変更ございません。

議案第112号は、弘前市豊田児童センター及び弘前市東部児童センターの指定管理者として社会福祉法人みのり福祉会を指定しようとするものであり、前回と変更ございません。

議案第113号は、弘前市三岳児童センター及び弘前市千年児童センターの指定管理者として社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものであり、前回と変更ございません。

議案第114号は、弘前市致遠児童センター、弘前市西部児童センター及び弘前市岩木児童センターの指定管理者として一般財団法人医療と育成のための研究所清明会を指定しようとするものであります。

前回からの変更は、一般公募の結果、現在の指定管理者である社会福祉法人真会が応募を辞退し、一般財団法人医療と育成のための研究所清明会より新規に応募があったことです。

議案第115号は、弘前市城東児童館、弘前市堀越児童館、弘前市大和沢児童館及び弘前市東目屋児童館の指定管理者として社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものであります。

前回からの変更は、平成25年4月からの供用開始に伴い、施設単独で公募しておりました弘前市城東児童館をグループ化し、令和4年度末で廃止となった弘前市和徳町児童館及び弘前市進修児童館を管理施設から除いたことであります。

議案第116号は、弘前市三省児童館及び弘前市船沢児童館の指定管理者として社会福祉法人船幸会を指定しようとするものであり、前回と変更ございません。

議案第117号は、弘前市自得児童館及び弘前市新和児童館の指定管理者として社会福祉法人富輝会を指定しようとするものであります。

前回からの変更は、令和2年度末で廃止となった弘前市小友児童館を管理施設から除いたことであります。

全てのグループで応募があったのは1団体のみでしたが、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、各評価項目で基準を満たしており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として答申を得たものでございます。

指定の期間は全て、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第118号は健康増進課所管の施設でございます。弘前市急患診療所の指定管理者として一般社団法人弘前市医師会を指定しようとするものであります。

本施設は、休日等や平日夜間の医療機関が休診している時間帯における1次救急医療を必要とする患者の応急手当てを目的とした施設であり、施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により、医療業務に精通した開業医師を主な会員として構成される当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

最後に、議案第119号から124号までがスポーツ振興課所管の施設でございます。いずれも市民の健康増進と体力づくりのため、また子供から高齢者まで各世代に合った競技スポーツ及び

レクリエーションスポーツの普及・推進を図るために設置している体育施設であり、全て公募により候補者を募集したものであります。

前回からの変更として、グループ分けの見直しを行いました。令和5年度までのグループの継続を基本としつつ、プール施設の一体管理のため、独立していた弘前市温水プール石川を他のプール施設を有する鷹揚園内公園施設庭球場等のグループに含めました。また、地元地域の活動に使用されているという施設特性を踏まえ、弘前市金属町体育センターを独立させ、全部で6グループとしております。

それでは、個々の議案について順次、御説明申し上げます。

指定管理者として指定しようとする団体の名称は、議案第119号の弘前市運動公園が公益財団法人弘前市スポーツ協会、議案第120号の岩木山百沢スキー場等が一般財団法人岩木振興公社、議案第121号の岩木川市民ゴルフ場等が特定非営利活動法人リベロスポートクラブ、議案第122号の鷹揚園内公園施設庭球場等が公益財団法人弘前市スポーツ協会となっております。

応募があったのはそれぞれ1団体で、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

議案第123号は、弘前市南富田町体育センターの指定管理者として特定非営利活動法人スポネット弘前を指定しようとするものです。応募があった2団体について弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体が最も優れた提案をした団体として他団体より総合評価点が高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。当該団体の提案内容は、施設の設置目的を効果的に達成することができることの項目で他の団体より優れていると評価されたものであります。

議案第124号は、弘前市金属町体育センターの指定管理者として公益財団法人弘前市スポーツ協会を指定しようとするものです。応募があった2団体について弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体が最も優れた提案をした団体として他団体より総合評価点が高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。当該団体の提案内容は、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で他の団体より優れていると評価されたものであります。

指定の期間は全て、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上で健康こども部所管の施設に係る議案の概要説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 議案第111号から第124号までの以上14件に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第118号の部分について1点だけお伺いしたいのですが、全体的に指定期間というのは5年であったと思うのですが、弘前市急患診療所だけ3年というふうになっている理由についてお伺いしたいのですが、お願いします。

○健康増進課長（山内 恒） 議案第118号の急患診療所の指定期間についての御質疑でございますが、本施設は現在、健康づくりのまちなか拠点整備事業として、令和9年度をめどに旧市立病院の跡地へ移転する予定としていただいております。

移転した際には、やはり移転後において診療体制、それから人事配置等、現在の管理体制からまた変更となる部分も考えられることから、今回はその前の令和8年度までの3か年としたものでございます。

○22番（松橋武史委員） 私からは議案第121号、岩木川市民ゴルフ場についてですが、市民の

声を届けさせていただきたいと思っております。市民ゴルフ場なので、市民が使用・利用するに当たって優先するべきではないか、優先されるべきではないかというふうなお話であります。

そこで、利用料金について、市民と市民以外の方に差を設けようと考えているのか、そういったことが示されたのかどうか。

それともう1点は、これまで市外の方々の利用者が多く、健康スポーツを楽しみたい、また健康になるためにという方々がおる中、そういったことの対策について今回、指定管理をされるだろう団体から、手を挙げた団体から示されたのかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○スポーツ振興課長（小山内一仁） これは以前より、市内の方が利用するに当たって、なかなか混雑していて利用できないという声は、それこそ指定管理者のほうを通じて私たちのほうにもちょっと入ってきている話ではございます。

実際のところ、前に、特に問題になったのは、無料で利用されている高齢者の方の扱いをどうするかというお話は以前からありまして、実際には無料で利用されている65歳以上の方々につきましては、主にやっぱり平日に集中しているというところがあって、そこまで混雑を招いている要因には、ちょっとなっていないような状況にございます。

一番混雑する土日でございますが、土日につきましては委員おっしゃるとおり、要は市外からゴルフをプレーしに来る方がやっぱり多いということで、その対策については、ちょっと我々も要検討だなということでお話はさせていただいていますが、具体的にどういう対策を取るかということについては、まだ詰め切れていないところもございます。

実際に、今回の指定管理者の提案の中で、ちょっとそこまで踏み込んだ中身にはまだないないので、実際にこの指定管理の期間の中で、対応可能なものであれば対応していきたいというふうに我々も考えてるところでございます。

○22番（松橋武史委員） 今、課長がおっしゃったとおり、ここ一、二年の話ではないのですよね。課長にも今現在管理している団体にも、この声は届いているはずであります。

がしかし、いま一度、これから5年間管理する団体が策も示さずに我々に提案してきて、これをのめと言われても、私も少しブレーキがかかる内容かなというふうに思われます。

ですので、もしできることであれば、契約を結ぶのが4月1日からですね。これまでに対策をしっかりと示していただきたいと思えます。課長、それができるのかどうか、するのか・しないのかだけ確認させていただきたいと思えます。

○スポーツ振興課長（小山内一仁） 今、委員おっしゃったとおり、ちょっと今、4月となかなか言い切れないところは確かにあるのですが、ちょっと早い時期に対策を、対応できるのであれば示していきたいなというふうに思っています。

○22番（松橋武史委員） 課長は、勘違いされているのかは知りませんが、市側からこうすべきだということもしかりであります。ここを5年間しっかりと管理するのだと。そういった団体からメニューをしっかりと示していただいて、そして管理させる側の市がメニューを選択するなどという方法でなければ私はいけないと思えますよ。

ですので、課長はその団体に対して、どういう方法があるのか、どういう対策を取るのかということをしつかりお示しいただきたい。示すというのは、意見を聴取していただきたい。これはできますか。

○スポーツ振興課長（小山内一仁） 今、委員から要望があった件について、しっかりと対応していきたいというふうに思えます。

- 委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
議案第111号から第124号までの以上14件に対し、御意見ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。  
まず、議案第111号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第112号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第113号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第114号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第115号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第116号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第117号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第118号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第119号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第120号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第121号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第122号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第123号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、議案第124号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。  
以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。  
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時42分 散会】